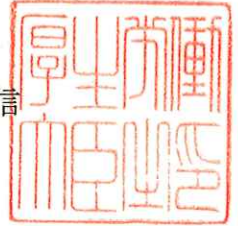


厚生労働省発生食 1129 第 1 号  
平成 29 年 11 月 29 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定すること。

イソブチルアミン  
イソプロピルアミン  
sec-ブチルアミン  
プロピルアミン  
ヘキシルアミン  
ペンチルアミン  
2-メチルブチルアミン

